主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人滝川三郎の上告趣意第一点及び第二点について。

所論第一点は、原判決が大審院判例に違反すると主張するのであるが、原判決は 弁護人の控訴趣意第一点の判断において、第一審判決が挙示する証拠によれば、被 告人等が「鉄道手荷物の荷札を管理者不知の間に?ぎ取り、これを被告人A方に輸 送せしめるようにした荷札につけ替え、同被告人方に到着せしめ、又は同被告人方 に輸送の途中発見され」云々と判示しているのであるから、所論引用の判例の趣旨 に反するとはいえない。所論第二点は刑訴四〇五条の理由にあたらない。また記録 を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎